

東北地方太平洋沖 地震支援計画

平成23年3月
国立市総務部防災課

被災者受入計画

1. 受入対象者

- ①東北地方太平洋沖地震により被災した方。
- ②福島第一・第二原子力発電所の事故により避難した方。

2. 受入施設

- ①高齢者借上げ住宅（富士見台1丁目、1世帯）
- ②市民から提供されたアパート等

- ・東（1室）
- ・谷保（2室）
- ・八王子市（2室）
- ・清里（1軒）

※上記は3月28日現在の状況であり、今後も市民に提供を呼び掛けていく。

- ③中地域防災センター（5世帯分）

※1階を2世帯、2階を3世帯にパーティションで分け、5世帯を収容する。中地域防災センターだけで不足する場合は、他の集会所等も利用する。

3. 受入期間

民間アパート等については所有者の意向によるが、最低でも2カ月以上とする。高齢者借上げ住宅及び中地域防災センターについては、被災地や被災者の状況により判断する。

4. 受入方法

- ①被災者の予定を聴取し、長期に居住する場合はアパート等を確保するまで中地域防災センターに居住する。生活困窮者については生活保護の相談に応じる。
- ②数か月間の中期の予定者については、民間アパートか高齢者借上げ住宅を提供する。
- ③短期間及び予定が不明な場合は、原則として中地域防災センターで受け入れるが、中期間のニーズが少ない場合は民間アパートを提供する。

5. 募集方法

- ・電話等での照会時に案内する。
- ・市報やホームページに募集情報を掲載する。
- ・各種団体に呼び掛ける。

救援物資募集計画

1. 基本的考え方

避難所に提供するとともに、4月上旬から入居が始まる仮設住宅入居者及び国立市で受け入れた被災者等に提供する生活用品を募集する。避難所で使用する少品種大量の物資と異なり、仮設住宅で使用する生活用品は市民も提供しやすいと思われる。

2. 物資の種類

- | | |
|----------------|---------------|
| ①衣類 | ②布団（梱包されている品） |
| ③おむつ（大人用、子ども用） | ④生理用品 |
| ⑤トイレットペーパー | ⑥ボックスティッシュ |
| ⑦カイロ | ⑧文具等 |
| ⑨ガスコンロ（ボンベ） | ⑩懐中電灯（電池） |
| ⑪電気ストーブ、石油ストーブ | ⑫芳香剤 |

※使用済みの品物は受け付けない。

3. 受付場所

市役所東隣（旧パミーロール社屋）、公民館（月曜日は休館）

北市民プラザ、南市民プラザ（火曜日は休館）

※市役所と公民館（月曜日は休館）は土曜日・日曜日も受け付ける。

4. 受付期間

平成23年3月30日（水）日から4月10日（日）まで。

受付時間は午前9時から午後5時までとする。

5. 収集方法

市民が受付場所に搬入する。

6. 募集方法

- ・自治会や老人会、民生児童委員協議会等の各種団体を通じて呼び掛ける。
- ・市報（4月5日号）とホームページ等で募集する。

7. 募集期間

仮設住宅入居後の落ち着くまでの期間を支援期間とし、当面は救援物資の募集期間は4月10日（日）までとする。その後は、被災地の状況を踏まえ、市報4月20日号で追加募集するか判断する。

8. ボランティア

受付や仕分け、搬送補助等は高校生や大学生等にボランティアを依頼する。なお、

ボランティア活動に伴う事故等については、市民総合災害補償を適用する。

①救援物資の受付や仕分け、搬送補助等は、以下の者にボランティアを依頼する。

- ・高 校 生 市内の高校に呼び掛け、新学期までの期間、担当日を決めて毎日数名の生徒を派遣してもらい、物資の受け入れ・仕分けを担当する。
- ・大 学 生 市内の大学のボランティア系のサークルに呼び掛け、担当日を決めて毎日数名の学生を派遣してもらい、物資の受け入れ・仕分けを担当する。
- ・日赤奉仕団 新学期開始後は高校生・学生の参加が見込めないことから、その後は日赤奉仕団が中心となる。
- ・そ の 他 ボランティア活動を希望する方。

人員体制計画

1. 基本方針

震災支援業務は所管を複数の部署に分けることによる混乱を防ぐために、窓口を防災課に一元化する。このため、業務命令により他部署の職員3名を防災課の業務に従事させる。

2. 震災支援業務分担

- ・被災者受入担当 被災者の受け入れと受入先の確保、中地域防災センターの運営に関する事。
- ・救援物資担当 救援物資の受け入れと配布。ボランティアの受け入れ。救援隊の派遣に関する事。
- ・庶務（停電）担当 停電情報の提供、災害対策本部会議の運営、ホームページ等の広報に関する事。

3. 対応期間

震災支援係の3人体制は当面、4月末までとし、5月以降は業務量に応じて判断する。

4. 組織設置準備

- ・電話はすでに設置済み
- ・パソコンの回線を引く。
- ・その他の備品類については、各部から余剰品を提供してもらう。

広 報 計 画

1. 基本方針

震災支援関係の広報は、従来の市報等に加え、コミュニティ活動の推進という観点を踏まえ、広くボランティアを募集して実施していく。

2. 広報内容

- ・ 停電情報（停電予定の配布、停電中止の伝達）
- ・ 救援物資の募集や被災者受入住宅募集
- ・ 義援金の募集

3. 広報媒体

- ①市報、ホームページ、メール配信、携帯ホームページ
- ②職員による全戸配布（必要があれば検討する）
- ③広報掲示板等
 - ・ 広報掲示板
 - ・ 公共施設（市役所、公民館、中央図書館、福祉会館、市民芸術小ホール、市民総合体育館、南北市民プラザ、3 駅）
- ④各種団体への依頼
 - ・ 民生児童委員協議会
 - ・ 自治会
 - ・ 老人会
 - ・ 商工団体等

4. その他

- ①広報媒体とする団体については基準等を設けず、1 団体 1 名以上の災害時要配慮者に対する情報伝達でも可とする。
- ②広報媒体となる団体の情報受領者は、メール配信に登録してもらうようにするとともに、必要があれば市から情報受領者に対しては F A X をする。
- ③個人でも広報について協力の申し出があれば、団体に対するものと同様に市から情報を提供する。
- ④広報掲示板への張り出し等はボランティアに依頼する。